# 平成27年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

## 平成27年 1月26日(月曜日)

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時28分

## 〇会議に付した事件

1. 一般廃棄物最終処分場の民間施設の活用について

### 〇出席委員(6名)

委員長 小西秀延君 副委員長 山田和子君

委員吉田和子君 委員斎藤征信君

委 員 本間広朗君 委 員 前田博之君

## 〇欠席委員(なし)

### ○説明のため出席した者の職氏名

生活環境課長 竹田敏雄君

生活環境課主査 三上裕志君

生活環境課主事補 高橋拓 也 君

## 〇職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 岡 村 幸 男 君

主 幹 本間 弘 樹 君

# ◎開会の宣告

**〇委員長(小西秀延君)** それでは総務文教常任委員会協議会を開催したいと思います。

(午後 1時00分)

**〇委員長(小西秀延君)** まず本日の協議事項でありますが、一般廃棄物最終処分場の民間施設の活用についてであります。担当課からの説明を求めます。竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) それでは、きょうは協議会を開催いただきましてお礼申し上げます。きょうの協議会の協議事項につきましては、前回昨年になりますけれども一般廃棄物最終処分場の方向性について説明をしております。そのときに1点目として今後の進め方について処理施設を所有している事業者の意向や、最終的な参考見積額などの提示が整った時点で説明ということと、2点目としては町が建設し維持管理をした場合の処理単価と民間の処理単価の比較について整理できた時点で説明をさせていただくということにしておりました。このことから今回資料をつくったものに沿って説明をしていきたいというふうに思います。最初に、1.経過についてご説明いたします。今年度から可燃ごみは広域処理としております。発生する焼却灰につきましては環境衛生センターにある埋立地に現在入れております。しかし埋立残容量がなくなることから新年度、27年度から民間の埋立地で焼却灰等の処理を行うということで事業者との協議を進めておりました。事業者との協議の中で受託の承諾と参考見積額の提示がありましたので今後必要な事務処理手続きを進めていきたいというふうに考えております。次に、2.処分コストについてであります。比較資料の説明等につきましては廃棄物対策グループリーダーの三上生活環境課主査のほうからご説明いたします。

**〇委員長(小西秀延君)** 三上生活環境課主査。

○生活環境課主査(三上裕志君) それでは私のほうから処分コストについてということで比較資料のほうを説明させていただきたいと思います。次のページ資料1から資料6までになります。次のページをお開きください。資料1のほうを説明したいと思います。前回の委員会協議会の中で途中まで、事業費の部分まではご説明しておりますので、その部分については変更ありませんので割愛させていただきたいと思いますが、事業の概要については記載のとおりでありまして、今回は資料1につきましては既存の処分場をかさ上げした場合です。嵩上げの場合で起債に係る交付税措置を考慮したものの資料になっております。事業の概要としましては容積7,000立方メートルの処分場を嵩上げで工事するというような内容となっております。平成27年度には1,080万円、28年度に3,355万円、29年度に3億8,280万円の事業費となっておりまして、事業総額が4億2,715万円ということになっております。中段から下の部分になりますけれども、この毎年の事業費に対する白老町の負担額という部分になりますが、まず補助金の交付金額につきましては前回もお話しましたとおり、最近の交付状況から30%ということで試算をしております。27年度の事業については交付金の適用外となっておりますのでゼロ、28年度事業につきましては1,000万円、29年度

事業につきましては1億1,500万円の交付金額となっております。それに対しまして起債の対象 額につきましては、総事業費から交付金額を引いたものとなっております。この起債対象額に対し まして起債の充当額ですが、これにつきましては起債対象額の90%が起債の充当額となっており ますので、それぞれ 27 年度事業が 900 万円、28 年度事業が 2,100 万円、29 年度事業が 2 億 4,100 万円ということになっております。起債の対象外となっております 10%の部分でございます。こ の部分が単独費ということで、差し引きそれぞれ180万円、255万円、2,680万円が単独費という ことになっております。起債充当額の部分の起債の償還額についてですが、これの借入条件としま しては年利1.2%、元金据え置きなしの15年償還、元利均等の半年賦ということで計算をいたし ておりまして、27年度事業につきましては900万円の借り入れに対しまして起債償還額が986万 2,000円、28年度事業につきましては2,100万円の借入額に対しまして2,301万円、29年度事業 に対しましては2億4,100万円に対しまして、2億6,406万1,000円ということになっておりま す。この起債償還額に対しまして交付税措置額といたしましては元利償還金の 50%と見込んでお りますので、それぞれ 492 万円、1,149 万円、1億3,203 万円ということになりまして、合計町が 実質負担する額といたしましては、27年度674万2,000円、28年度1,407万円、29年度1億 5,883 万 1,000 円ということで合計 3 カ年の実質負担額は 1 億 7,964 万 3,000 円ということになっ ております。続きまして、建設費は今説明したとおり1億7,900万円ということなのですけれど も、つくって終わりではなくて、つくってその後埋め立てをして水がきれいになるまで維持管理を するというところまで含めまして、次の閉鎖までの維持管理経費という部分なのですが、詳しくは 後ほど資料5のほうでご説明しますが、これにつきましては埋立期間、容積からありまして6年間、 それに埋め立て終了後閉鎖できるまで5年間ということで、合計 11 年間の維持管理経費を見込ん でおります。これにつきましては合計 1 億 6, 341 万 1, 000 円で、合計しますと 3 億 4, 305 万 4, 000 円でありまして、容積7,000 立方メートルで割りかえしますと1立方メートル当たりの処理単価 につきましては4万9,007円ということになっております。これに対しまして町内の民間施設を 活用する場合の処理単価についてですが、総処理量 7,000 立方メートルを重さに換算すると焼却 灰の見掛け比重 1.13 トン、立方メートルで計算しますと 7,910 トンということになりますので、 これに今いただいています民間の処分場からいただいております見積額トン当たり2万円、これに 消費税を掛けたもので2万 1,600 円を掛けたものを 7,000 立方メートルで割りかえしますと1立 方メートル当たり2万4,408円の処理単価となるものであります。これは今消費税8%に見てい ますので、再来年度からは10%になりますので、10%になりますと2万2,000円になりまして、 処理単価のほうは2万4,860円ということになります。

次に資料2のほうを説明いたします。資料2のほうは資料1でご説明しました内容から交付税措置のない場合ということで、先ほど言いました交付税措置額、元利償還金の50%の部分を差し引いておりますので、その分処理単価が上がっていることになります。計算しますと、埋立物1立方メートル当たりの処理単価につきましては7万213円ということになっております。続きまして資料3です。資料3につきましては最終処分場を新設した場合、新しくつくった場合の資料になっ

ております。資料の3につきましては交付税を措置した、交付税措置を考慮した場合の試算となっ ております。同じく容積は先ほどのかさ上げの 7,000 立方メートルから 1 万 5,000 立方メートル と新設なので大きくなっております。それぞれの年度の事業費ですが、27年度につきましては 324 万円、28 年度につきましては 3,080 万円、29 年度につきましては 1 億 5,698 万 1,000 円、30 年度につきましては4億9,592万4,000円、31年度につきましては2億663万5,000円、合計8 億9,358万円ということになっております。これに対しまして交付金額、起債額等々、先ほどと 同じような計算をいたしまして、実質の町の負担額につきましては、平成27年度324万円、平成 28 年度 1,323 万 9,000 円、平成 29 年度 6,568 万 9,000 円、平成 30 年度 2 億 642 万 5,000 円、平 成31年度8,641万1,000円ということで、合計3億7,500万4,000円ということで試算となって おります。これに対しまして閉鎖までの維持管理経費につきましては、先ほどのかさ上げの場合の 11年間から容積がふえていますので長くなっております。新設の場合は埋立期間12年間、それに 閉鎖までの5年間ということで17年間の維持管理期間ということで試算をしております。それを 容積で割りかえしますと埋立物1立方メートル当たりの処理単価につきましては4万 2,428円と いうことの試算となっております。対しまして民間施設の場合の処理単価につきましては、先ほど と単価的には同じ金額2万4,408円ということになっております。続きまして資料4、これも交 付税措置を考慮しないということですので、先ほどの交付税措置額、元利償還金が 50%の部分を 見込んでいない金額となっておりますので、1立方メートル当たりの処理単価については上がって おりまして6万 2,912 円ということになっております。続きまして資料5のほうをご覧ください。 先ほど説明しました閉鎖までの維持管理経費の試算の表であります。まず人件費です。人件費につ きましては正職員1年間 500 万円、臨時職員1年間で 150 万円の人件費を支払うということで見 込みました。それで埋立期間それぞれ6年間と12年間あるのですが、埋立期間に関してはこの正 職員1名、臨時職員1名が必要ですと。埋立終了後の廃止までの5年間につきましては臨時職員1 名で、水処理の維持管理だけするという形で見込んでおります。計算しますと既設浸出水処理施設 ということで、かさ上げのほうの経費としましては流しますと年間 422 万 7,000 円、新設の場合 ですと 502 万 9,000 円という計算になっております。続きまして埋立の重機ということで、1.2 立 米のタイヤショベルを賃貸借した場合の経費は年間 146 万 9, 125 円と、燃料費につきましては下 にちょっと計算式を書いていますけれども、1日2時間、240日稼動ということで計算しまして 116万6,400円、合計しますと263万6,000円の経費が係ると見込んでおります。

続きまして薬品代です。薬品費なのですが、これにつきましては今現在維持管理している部分がありますのでその実績、27年度の購入予定額から積算しております。今、維持管理している部分と変わらないだけ係るだろうということで同額を見込んでおります。これにつきましては埋立地に散布する薬剤及び水処理に関する薬剤と両方含んでいるものであります。続きまして電気料金です。電気料金につきましては、埋立地から水処理施設に圧送する分のポンプ代ですとか、水処理に係る分の電気代であります。これにつきましては、平成27年度の環境衛生センターの電気代です。全体に係る部分の、個別に電気代がわからないものですから、おおよそ全体で係る分の7割が水処理

の部分に係る分であろうということで試算しております。全体で 500 万円ぐらい係る部分の 70%、 350 万円を見込んでおります。

続きまして水処理施設の整備補修費ということで、やはり古くなれば古くなるほど維持管理修理 する部分が出てきますので、これにつきましては環境安全な廃棄物埋立処分場の建設と管理という 参考図書がありまして、こちらのほうから割合いを出させていただいて試算しております。かさ上 げの場合につきましては年間294万円、新設の場合につきましては266万円ということで試算を させていただきまして、合計しますと、かさ上げの場合につきましては年間1,485万5,500円、 新設の場合につきましては 1,537 万 7,500 円の維持管理経費が係ることとなります。これに埋立 期間それぞれ6年と12年、閉鎖まで5年ということで見込みまして合計金額が先ほど説明しまし たようにかさ上げのほうが1億6,341万500円、新設の場合が2億6,141万7,500円という計算 となっております。またこの閉鎖まで5年ということで試算しているのですが北海道のほうで試算 というか、ほかの埋立処分場の状況とかを見たかぎり、おおむね5年から10年の間で閉鎖できる 場合が多いということで最小の5年で見ているところであります。続きまして資料6をご覧くださ い。民間最終処分場処理費の対比表ということで、現在町で見込んでおります、(株)ケイホクさ ん、(株)マルトラさんからいただいた参考見積りです。焼却灰に関しては両者とも一応トン当た り2万円の処理費で見積りをいただいているところであります。それに対しまして道内で一般廃棄 物の受け入れを行っている民間施設の料金を三社参考に掲載しております。それぞれ2万1,000 円、2万5,500円、1番高いところで4万円ということとなっております。またここには記載し ていないのですが道外の最終処分場に関しましても、おおむね2万円から3万円の間、大体2万 4,000円とか5,000円の単価の処分場が多い状況となっております。以上で資料のほうの説明は終 わります。

### **〇委員長(小西秀延君)** 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) それでは最後に今後の進め方をご説明したいと思います。資料としては1番最初に戻りますけれども、先ほど説明した最後に、写真ちょっと見づらいですけれども、写真をつけております。 (株) マルトラさんと、それから (株) ケイホクさんの埋立地の写真です。最初に (株) ケイホクさんがあると思うのですけれども太く黒く囲まれている部分が埋立地になります。それから次のページに (株) マルトラさんの写真があると思いますけれども、ちょっと見づらいと思うのですけれども真ん中の下のほうに少し碁盤の目になったような印が入っていると思うのですけれども、そこの部分がこれから新しくできる埋立地になります。その右上のほうがもう埋立が終わっているのですけれども今まで使っていた埋立地ということになります。それでは今後の進め方ですけれども、初めのページのほうに戻りますけれども、27年度から埋め立てを行っていくことになりますけれども、埋め立てする物につきましては焼却灰と、それから焼却不燃物、それから破砕残渣の3種類になります。物によって重さが違いますので処分費が異なるということになってきます。ですから埋立物ごとの単価見積もりとして、受入承諾事業者である (株) マルトラさんと (株) ケイホクさん 2 社で見積り合わせを行うことにしたいというふうに考えております。条

件としましては両者とも一般廃棄物処分業の許可を取得してもらうということが条件というふうになります。1年間で約700トンの3種類の埋立物を処理するということになります。700トンは3種類全部合わせての700トンです。単価契約後にこのそれぞれの埋立物ごとに受入業者、決まった受入先と協議しながら、どういうふうに運んでくるかというような調整をしながら実際を搬入するという形になるというふうに考えております。ですから新年度で、時期は多分4月1日ということにはならないでしょうけれども、4月過ぎた時点で単価見積もり合わせという形になるということで事務を進めていきたいということであります。以上で今回の最終処分場の民間施設活用についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(小西秀延君) 担当課からのご説明が終わりました。質疑のお持ちの方はどうぞ。私のほうから単純なところからなのですけれども、民間で受け入れてくれるという今の単価と行政がかさ上げ、または新築した場合の立方メートル上の単価がかなりの差があるというふうに見受けられますが、これは主だった理由はどうしてこんなに民間と行政がやると差がこんなについてしまうのか、行政のほうで把握しているかどうなのか。ちょっとその点を先にお聞きします。竹田生活環境課長。

**〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 民間の単価とそれから町がつくった場合の処理単価の違い等についてですけれども。まずは建設費につきましては、これは積算する段階でコンサルに聞いた中で積算をさせてもらっています。ですから、ある程度定価の部分があります。それから維持管理等についても現在の維持管理の状況をそのまま当てはめた中で試算しておりますので、そういった分で幾分高めの維持管理になっているのかという部分があります。それに比べて民間のほうにつきましては、実際に建てるときに工事費の値引きだとか、それから維持管理をしていくときの人件費等の部分で町の部分よりも金額が低いという状況の中でこれだけの差が出ているのかというふうに捉えていました。以上です。

○委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。前田委員。

○委員(前田博之君) 伺いますけれども、資料1から4はいいのだけれども、ここで工事費の事業費を出していますけれども、これの積算となる単価があると思うのだけれども、それはどのような部分の捉え方をしているのかということです。ということは19年、20年バイオマス施設が稼働するときにいろいろなコスト計算して埋立の分の事業費も出しました。そのときの単価は私も議会で質問していますけれども、よその町村から見たら平米当たりの単価がすごく高くマックスで見てて、その事業費がこうだという根拠を出したけれども、ここで出てきている建設工事費、建設単価は何を基準にしてこの額になっているのかということです。それともう一つは、先ほど今後の進め方の中で説明がありましたけれども事業系のごみありますね、不燃ごみ。これはバイオマスの搬入のときに、具体的なことは言いませんけれども担当のほうは知っていると思いますけれども、その辺の整理をちゃんとしなければただごみの量が多くなって結果的に産廃のほうに持っていく額が多くなっていくと思うのだけれども、その辺の部分はどのようになるのか。言っていることわかりますか。事業系ごみありますね。今までバイオマスにも運んできたやつがありましたね。それで結構

機械を壊したとかと言っていましたね。そういう部分は今はもう登別に行っているのだけれども、 これは業者になったときにどういうような扱いになるのかということです。その2点。

○委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

**〇生活環境課長(竹田敏雄君)** それではお答えしていきたいと思います。まずバイオマスのバイ オマス燃料化施設がスタートしたときの埋立地関係の積算の方法ですけれども、前田委員言われる とおり、あの当時はどこかに頼んで積算したということではなくて他市町村の価格を見ながらそれ は決めたという部分になります。今回の単価につきましては、そういう他市町村を見たということ ではなくて、後ほど三上生活環境課主査のほうからご説明いたしますけれども、そういった部分で 他市町村から引っ張ってきたというものではないです。今回の部分については。それからもう一つ は事業系の不燃の部分ですけれども、事業系の不燃も可燃も燃料化施設では事業系の燃えるごみを 処理をしていました。事業系の不燃ごみについては従来からずっと登別で処理をしておりますので、 そういった部分でうちが持って行ったごみの割合で排出されてきます。焼却灰だとか、そういった ものの埋立物は計算された中でこちらのほうで処理する形になります。ですから持って行った量に 並行するという形になります。それからその不燃関係で施設の機器類が壊れたとか、そういった部 分については不燃ごみが入っていたわけではないですけれども、可燃ごみの中に硬い物だとか、そ ういったものが入って燃料化施設の中では機器類が傷んだという部分があります。それは登別のほ うにいっても状況としては同じなので、全く登別の機器類が傷まないかというとそうではないです けれども、ある程度ストレートに壊れないように前処理はした中で登別のほうは処理をしていると、 こういった形になります。ですからうちが今度持ってくる灰だとか、そういったものについてはあ くまでもうちが持ち込んだ量で計算をして、1年間 700 トンですと。これは見込みですけれども、 そういった形でその分については白老町さんで処理をしてくださいと、こういうような形になりま す。

〇委員長(小西秀延君) 三上生活環境課主查。

**○生活環境課主査(三上裕志君)** 建設コストの件なのですが、バイオマス燃料化施設の建設当時と比較しまして水の貯留、要は埋立地の中に貯留がいいと当時は言っていたのですけれどもそれがだめで、調整器をつくらなければだめだということになっていますので、かさ上げの場合の建設費については当初よりもかなり高くなっているものと思います。その当時から比較しますと震災等の影響もあって建設コストも高くなっている現状があるということで今回の単価ということになっております。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

**〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 今回説明させていただきましたこの建設費につきましては、正式 にコンサルに委託料を払って積算したものではないですけれども、コンサルにある程度相談しなが らつくったものです。ですからコンサルとしては持ってくる単価というのは同単価だとか、そういった部分を引き出しながら積算していただいたというものであります。

○委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。前田委員。

- **○委員(前田博之君)** これは(株)マルトラさんも、これは(株)ケイホクさんはどうなのですか。これは(株)マルトラさんからいけば白老川すぐそばですね。この部分はもう縦覧されているみたいなのだけれども、漁組か何かの同意書とか、そういうのがいるのかどうか。もしいるとすればもう漁組のほうは同意しているのかどうか、その辺だけ伺っておきます。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 漁組の同意は必要になってきます。 (株) マルトラさんのほうで 説明と同意はいただいているというふうに報告は受けております。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) 以前にも、去年の9月にも説明があったのですけれども、今回27年からということなのですが、これは実際27年4月から、まだこちら使えますので29年から移行されるような形になるのか、28年度まではなります、ただ民間委譲はいつ決定されるのかとか、そういったことは今後の計画になるのですか。それともごみ処理の基本計画が26年度に作成されますね。この中で実施計画みたいなものができ上がってきて、そういったことがきちんと明確化されていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- ○生活環境課長(竹田敏雄君) ごみ処理基本計画につきましては前回ご説明させていただいて、その後 10 月に基本計画を策定しております。基本計画の中に今回の灰の処理は何月からですというふうに定めておりませんので、そこの部分につきましては実行計画とか、そういった形の中でいつからというふうに今後決めていく形になると思います。先ほどちょっと話しましたけれども、4月1日からすぐ契約をして灰を持ってくるということにはならないので、それはちょっと期間が置いた中で、例えば6月だとかそういった形の中で契約というふうになると考えています。あくまでも1年間で700トン、要は1年間で白老町が処理をすればいいということなので後半に契約がずれていってもずれた部分を後半戦で処理していければ、それはオーケーなのです。というのは(株)マルトラさんまだできていませんので、そこの部分がありますので競争してもらうという意味からも、でき上がるのが順調にいけば、順調にいけばという言い方は失礼かもしれませんけれども、予定としては7月末ということを聞いておりますので、それから手続等々がありますから、7月1日すぐということにはならないにしても、後半戦でカバーできるという部分なので、そういった意味も含めて競争してもらった中で決まった業者さんで、(株)マルトラさんであれば何月から、(株)ケイホクさんはもう既にありますので契約を終わればすぐといった形の中で灰を処理していきたいというふうに考えています。
- 〇委員長(小西秀延君) 山田副委員長。
- **○副委員長(山田和子君)** 山田です。埋立物ごとの見積もりをするということは焼却灰だけが (株)ケイホクさんにいくとかいう、そういうこともあるということですね。そうすると単価的に この見積もり2万円何がしの見積もりが700トンあればそれでできるけれども、例えば破砕残渣 のみしか見積もり合わせで取れなかったというような場合、民間企業さんにとって厳しい金額にな

らないのかどうかというのはわかりますでしょうか。

- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 3種類ありまして、それぞれ排出量が違ってくるのです。焼却灰については約56%です。焼却不燃物については約9%です。破砕残渣につきましては35%という推定をしています。ですから例えば見積もり合わせをして焼却不燃だけしかとれなかったとなれば、量的にはかなり少ないので金額的には、それしかないですから企業さんとしてはそれで経営が大きな痛手を与えるかというとそうではないですけれども、量としては少ないので収入、売り上げとしてはちょっと減ってしまうという形になります。ですからどういう形で落札になるかというのが全然わからないことなので、物としてはそういう3種類ありますので。
- 〇委員長(小西秀延君) 山田副委員長。
- **○副委員長(山田和子君)** 山田です。なぜ全部一括にしなかったのか、そこの理由をお願いします。
- **〇委員長(小西秀延君)** 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** まず量が確定していないということが一つと、それから先ほど言ったように物によって違うのです。参考見積もりの中では焼却灰と償却不燃物の見積りが2万円、焼却残渣については1万8,000円という、参考見積りですけれども今いただいています。ですから一度にできないという、できないというか単価契約でその物を受けて処理をしていきたいという考え方です。まず先ほど全部で700トンぐらいあるということなのです。ですから700トンで例えば処理を委託契約すると、例えばこれが極端にいって500トン減ったら契約とか変更とかそういった部分も出てきますし、ですから実績に合わせて支払いをしていきたいという意味も含めて単価契約にしたいということです。
- 〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。
- **○委員(吉田和子君)** 最初の話を伺っていたときは今後これから民間移譲してきちんと契約をしていくということなのですけれども、焼却灰と埋め立てのものは焼却灰と不燃物と破砕処理の部分だというふうに見ていたのですけれども、物によって比重が違うとかいろいろ言っていますけれども、処分費も異なる。でも契約先は1カ所ですね。このごみを分けるということなのですか。この埋立物をあちこちに分ける可能性があるということなのですか。それとも計画箇所が1カ所で、入れるものによっては単価が違うことがありますという意味なのか。今話を聞いてどちらなのかちょっと迷ったのですが。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** まず埋め立てるものは3種類ありますということで、それぞれを単価契約、見積り合わせをしますので、例えば焼却灰については(株)マルトラさんにいって、不燃物については(株)ケイホクさんにいくと、こういったことはあり得ます。ですからその見積り合わせの結果に基づいて、灰なら灰だけを落札したところに運ぶと、このような形になると。初め同じ単価だというふうに考えていたのです。ただやはり比重が違うので、要は1トンの金額

に対して体積が大きければ業者さんとしてはその分もらわないと埋立地に影響を与えるのでということなのです。さきの表に2 万円というふうに書いていますけれども、1 番高いのが2 万円だったのでそういう形の中でちょっと表示させてもらっています。それから参考見積りとしては2 万円という金額と、それから1 万 8,000 円という参考見積りは出てきています。内訳を説明しますか。

〇委員長(小西秀延君) 三上生活環境課主查。

〇生活環境課主査(三上裕志君) 予算の部分になるのですけれども、先ほど言いました割合です、 焼却灰 56.3%、焼却不燃物が 8.5%、破砕残渣については 35.2%ということで、焼却灰と焼却不 燃物合わせて 64.8%につきましては単価 2 万円で見積りのほういただいております。破砕残渣の 35.2%については1万8,000円で見積りをいただいていますので、それぞれ700トンをその割合 で割り返しまして、それぞれ2万円と1万8,000円の単価で、27年度の当初予算に関してはそう いうような提案をさせていただきたいと思っていますが、この割合については実は今年度埋め立て している部分で前半ちょっと、登別さんもクリンクルセンターで時間で毎日ちょっと出る物が違う のです。違う部分と、そのとき朝出る灰と、夕方出る灰の量が全然違うものですから、前半かなり 量が少なかったということで、10月からちょっと若干持ってくる回数もふやしていまして時間体 の灰とか、残渣のものを持ってこさせてもらっています。それで今のこの割合を出していますので、 それが新年度からは、5月ないし6月ぐらいから約10カ月間をかけてこの700トンを持ってくる というようになると、またその搬出のパターンが若干変わってくる場合もあるので、ちょっとその 割合については何とも言えないところがあります。全体でこういう割合で灰とか残渣が出るのです けれども、それがきっちり白老町にも当てはまるかというとそういう感じではなくて、なってくる ので、できれば白老町としては処理単価の安い破砕残渣をいっぱい持ってくれば1万8,000円な ので、安く処理代も済むのでそういう形でお願いしたいと思うのですけれども、そればかり持って くるわけにはいかないので、その辺での駆け引きもあるので予算上ではその1万8,000円と2万 円の差はつけないで2万円の単価だけの積算をさせていただいています。

〇委員長(小西秀延君) 前田委員。

○委員(前田博之君) 一般廃棄物処分場の民間施設活用でやる場合、この法律根拠を教えてください。今まで民間に処分場使えないという話もあったのだけれども、これは法律が変わってこういうことができることになったのだけれども、民間に処理場施設使える、利用していいという法律の根拠、それと詳しいことは予算の委員会で聞きますけれども、登別から今まで衛生センターに運んでいましたね。今度は物によっては(株)マルトラと(株)ケイホクになって登別から運んでくる距離が短くなるのだけれども、その辺の部分の細かいことなのだけれども距離による運搬代というのは、今度はそちらの今運んでいる業者との料金というのは違ってくるのか。おおむねでみているからそんなに変わらないのか、その辺だけ。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

**〇生活環境課長(竹田敏雄君)** まず一般廃棄物を民間で処理するという法律の部分ですけれども、

法的にこれはだめですという法はないのです。要は一般廃棄物処理施設の許可を取るということが必要になってきます。産業廃棄物であれば産業廃棄物処理施設という許可が必要なのです。それは北海道の所管で、一般廃棄物については町の権限というふうになります。ですからまずは前段として産業廃棄物の処理施設として管理型で、当然許可を持っていますから機能は法に照らし合わせて問題ありませんといったような条件の中で、では一般廃棄物どうですかというふうに対比するのです。既に許可が出ていますので問題はないということに結果としてなりまして、そこに対して一般廃棄物を処理していいですという許可を自老町が行うということで法律上はそれで受け入れが可能になります。それから登別から今センターに持ってきているのが(株)マルトラさんと、それから(株)ケイホクさんのほうに運搬が代わるといった部分については今運んでいる業者さんとの話し合いの中では距離的にほとんど変わらないということなので委託料そのものは変わらないというふうな形で予算提案をさせていただくことになると思います。

#### 〇委員長(小西秀延君) 前田委員。

**○委員(前田博之君)** 今の民間施設に転用できるという部分についてはわかりました。ただこれは始まる5年前にはもう民間で使ったらどうだということを提言していて、その後多分一般廃棄物処分業者もないからできないという部分もあるし、法的にもできないんだというような答弁を課長からか誰かからもらっていたはずなのです。もう5年前にはそういう活用すれという提案をしているのです。だけど今コスト計算して安いから入れるということになったのだけれども、その1年から5年間経って変わった、今の説明であればその当時もわかったはずなのです。だけどその当時もっと消極的な答弁だったと思うのだけれども、変わっていませんか。そこだけ。

#### 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

**○生活環境課長(竹田敏雄君)** 当時法律上だめだと言ったかどうかはちょっと記憶がないのですけれども、当時確かに民間が一般廃棄物処理施設をやっているという例は北海道にはないのです。そういった部分があった部分でそういった形で前例がないですという言い方はしたような記憶はあります。今の時点も、この今白老町がしようとしていることは道内ではないといえばないはずです。道外いけばどうなのとなるのですけれども、北海道としてはこういう例はないということです。だからできないという意味ではなくて、そういったような状況だということです。

#### 〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。

○委員(吉田和子君) 今ちょっと頭の中もまだ整理をしていないのですけれども、財政改革プログラムをちょっと見てこようと思ったのですけれども時間がなくて見てこられなかったのですけれども、こういうふうな形でかさ上げを将来的にはバイオマス燃料化がそのままいっているとかさ上げをするだけですむという形の中で灰はほとんど出ないので8年や9年は持つという計画の中でスタートしましたね。そういった中で26年からバイオマスを縮小してやったと。それと財政健全化のほうの、こういうごみ処理に関する経費のその整合性というのは今後図られていくのかどうなのか。図られていくというか、またこういうふうな民間移譲という形で3年後からは正式にもう全部そういうのを利用していくわけですから、計画は32年までになっていますね。そういった中で今

後健全化計画のほうの見直しも何か大きな変化があれば見直していくということになっていますから、そういったことを今後具体的にきちんとなって、実施計画もでき上がった時点で健全化のほうの修正ということを行っていく予定はあるのかどうなのか、その点伺います。

# 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) プログラムの関係ですけれども、今回民間さんのほうにお願いする形の中で灰の処理をスタートしまして、例えば3年、5年で終わるということでは考えておりませんで、10年ぐらいのスパンの中でお願いをしていきたいというふうに考えています。ということなので、そのプランが32年までで6年間あとありますので、それとそれからそれのプランが完了してから4年ぐらいあるというような年数の中で、民間さんにお願いした部分についての次どうするのという部分については、将来的に民間さんに継続してお願いするのか、あるいはまた別の手法で新しい施設を町がつくるのかといったことは当然、その期間の中で検討した中でプランのほうに反映しなければだめだということになれば、それは変更をかけていくことでしょうし、健全化計画が終了していればまたその先の中で今後どうしていくと、こんなふうになるのかというふうに捉えています。ですからプランが動いている期間については新しい施設をつくったり、そういうことにはならないのかと。あくまでも民間処理施設を使いながらやっていくということになるのかと。

### 〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。

○委員(吉田和子君) 今説明聞きながら、では32年までの間はどうするかと。変わりますね。 経費的なものとか28年から変わるわけですから、28年から変わったら32年までの4年間という のは計画がちょっと違ってきますね。こちらの処理のほうの。それはバイオマスがそのままいけば、 今7、8年だから計画以上までいきますけれども、引っかかる部分、ダブってくる部分ありますね。 32年の計画終わってからまたそのときの今の状況が民間移譲したものがついていればまたその中 で計画の中で進めていくか、計画がなければそのまま続けていく形になっていくのかもしれません けれども、この4年間のダブってくる部分というのをどのようにして計画の中に見てもらうのか。 全然関係なくしていけるのか、それとも反対に。今32年以降ということは32年まではこの民間 移譲してもプログラムには全然関係しなくて大丈夫ですという意味なのか、その辺ちょっとお伺い したいと思います。

#### 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

**〇生活環境課長(竹田敏雄君)** プログラム期間中については、処理単価の変更だとか、そういった部分があれば影響がまず一つ出てくるということがありますので、そういった部分があればそこの部分については見直しというのか、相談していかなければならないというふうに思っています。 それから、あくまでも燃料化施設が今の状況ですということが前提になっていますので、仮に例えば燃料化施設のほうでまた何か新しい形の中で埋立地に行かないとだめなものが出てきたとすると、それはまた変更の対象になるのかと。影響があるとすればです。変更の対象になるのかというふうに考えています。ですから変更が必要だと、あるいは出てくるという場合についてはやはり財政と協議した中でやっていかないとだめなのかというふうに思っています。

**○委員長(小西秀延君)** これは理解としてはプランではプランをやっているときにはかさ上げをするというプランで進んでいて、それより料金が安くなるからプラン上には影響を与えないのだと。このプランでいくということで理解してよろしいでしょうか。吉田委員。

○委員(吉田和子君) 財政改革プログラムの中でバイオマス燃料化施設を縮小してやったという のは26年からですね。それは計画の中には盛り込まれていないのですね。ことしからスタートし たから同時スタートだから縮小したものが入っているのですね。ただかさ上げの部分の建設費とい うか、そちらにやって登別に委託したでしょう。燃やせるごみとか全部それを灰は持ってこなけれ ばならないということが前提としてあったわけですから、今かさ上げは間に合わないということに なりましたね。それはプログラム中には計画には入っていないですね。かさ上げの状況でバイオマ ス燃料化施設にきたときにかさ上げをしなければならないか、それとも民間移譲しなければならな いという、その計画の中に予算は組まれているのではないかと私は思っていたのですけれども、そ れが民間移譲ということになると状況が変わりますね。予算の関係も全部。かさ上げが入っての部 分だと思うのです。26年に登別で燃やしてもらうようにして縮小したということは灰が白老に戻 ってくるというふうに前に説明していましたね。そのかさ上げがもたなくなるという話もしていま したね。その中で民間移譲もするというふうになりましたね。今28年からはもういよいよ足りな くなるという話になりますね。だけどプログラムを立てているのは 32 年までですね。もちろん見 直しはしていきますけれども、その中にダブってかさ上げをしなければならないといった部分が民 間移譲になるということになると、その差が出てきますね。そういったことをプログラムの中で整 合性をきちんと図っていっているのか、どうなのかというふうに。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

**〇生活環境課長(竹田敏雄君)** かさ上げの部分については、プログラムの中には反映されていません。プランができるときと、燃料化施設を縮小するというのは同じような時期だったのです。燃料化施設を縮小するイコール灰がこちらで処理しなければならないとだめだということになりましたので、かさ上げ部分をプランに反映しながら燃料化施設を小さくしたような組み立てということはできなかったのです。ですから施設は小さくするし、灰は白老町で処理するしと、こういったような形の中でつくったということです。ですから灰を持ってきてプランのほうに影響はないということになります。

**〇委員長(小西秀延君)** ちょっと今プランも見てみたのですけれども、最初から大型公共工事は プランには一切入っていないのですね。

暫時、休憩します。

休 憩 午後 14時00分

再 開 午後 14時14分

○委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

竹田生活環境課長。

- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** プログラムに関する部分ですけれども、ちょっと最終的な財政と 今相談したのですけれども、財政のほうでも最終的な確認できなかったのでもう少し時間をいただいて調べたいと思います。その財政健全化の部分とバイオマスの縮小そういった部分、それから縮小することによって発生する灰についてはプランとかつくっている段階でいろいろ二転、三転した部分がありまして、灰の処理についても当初は登別とか、そういったことも視野に入れながら進めてはきたのですけれども、そういった段階で町のほうに持ってくるといった部分でのふえる経費について反映させているかどうかということは再度確認して、できれば30日に委員会があると思いますので、終わった後少し時間をいただいて説明をさせていただければというふうに思います。
- **○委員長(小西秀延君)** 答えが出ないということなので、ごみ処理全体の中での整合性になると思いますので、それが範囲がどれぐらいまで認められていくのかというのは町としての判断もあろうかと思いますので、その点については判断をいただいてからお伝え願うということにしたいと思います。吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) 生活環境課としては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、5年ごとにきちんと基本計画をつくるということでつくっています。その中にバイオマスの件が入ってきたり、それから灰が最初は登別で処分してくれるのではないかという話がまた白老になったと。そういうことからこの基本計画ができ上がったときと、それから財政健全化のできたときと、バイオマスの体制が変わったときと一緒になっているのです。ですからこれもこの基本計画も5年ごとに改正をしていくということにはなって、大きな出来事があったら変わっていくということもありますので、どちらにしてもこういう計画がきちんと基礎になっていくのだと思うのです。ですからこれが実行計画ができたときに健全化計画ときちんと整合性ができていないと基本計画、実行計画が全然浮いてしまうような形になると思いますので、その辺をきちんと入れながら実行計画をつくって示していただければ、それは後になると思いますけれども、まずはその辺きちんと分けて教えていただきたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** そこの部分についてはもう一度きちんと調べて、きちんとしたお答えを31日にさせていただきたいというふうに思います。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、ございますか。本間委員。
- **○委員(本間広朗君)** 資料 6 なのですけれども、一般廃棄物処理業者の許可を取得して単価契約をしてから、ごみを運んでくるということなのですね。 (株) ケイホクがこの施設許可というのがありますね。これはこの許可年月日が平成 25 年 1 月 27 日、 (株) マルトラさんは今造成中だから、これは一般廃棄物の許可をもらって、来年度に許可をもらって、例えば何年間とか 10 年間とか、 (株) マルトラさんはこれからだと思うので 10 年間。 (株) ケイホクさんは許可の有効期限が平成 30 年 1 月。これは特に関係なくて、例えば何年間とかという、許可をもらって使えるという話なのかどうなのか。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** (株)ケイホクさんの許可の有効期間の部分ですけれども、平成30年まで許可を取っています。白老町が一般廃棄物を取り扱っていいですという許可を出すのはあくまでもその産廃に合わせようと思っていますので30年という形になると思います。ただそこの部分は(株)ケイホクさん30年でそこの埋立地は終わらないので変更をかけることになるのです。ですから今すぐ27年から変更はかけないでしょうけれども、ある程度の時期がきたら30年から、例えば35年まで延長しますといった手続きを道のほうに取ると思うのです。その時点で白老町も合わせて許可は変更していこうというふうに今考えています。
- 〇委員長(小西秀延君) 本間委員。
- **○委員(本間広朗君)** これは新たなそういうところというのは、まだそういう余裕があるというか、敷地というか、そういうのがあるのかどうか。 (株) ケイホクさんはもう 30 年で恐らく面積見ればわかるのだろうけれども、ちょっとその辺わからないので、当然これからずっと継続して何十年もやっていくのかどうなのか。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **○生活環境課長(竹田敏雄君)** (株)ケイホクさんの今の埋め立ての状況ですけれども、ちょっと写真ではちょっとわかりづらいのですけれども、大分残っています。なので今の取扱量からしていくと有効期間の中でいっぱいになってしまうということにはならないというふうに会社の方が言っていますので、そういう形なものですから、そこの申請をする時点であと何年ぐらいだという計算はするはずなので、その中で何年後になるというふうになると考えています。
- 〇委員長(小西秀延君) 本間委員。
- ○委員(本間広朗君) 今後はそうしたら特にそういう心配はないというか、しばらくは大丈夫なのかと思いますが。それとちょっと話はまた別なあれなのですけれども、(株)マルトラさんのこの写真あるのですけれども、この横にある建物は鶏舎ですか。先ほどちょっといろいろ川の問題とか、汚染とかちょっと質問が出ていたのですけれども、例えばこの鶏舎を経営している方々、多分これは焼却灰とかいろんなものが入ってくるとなると影響がないものなのかどうか、飛んだりというか、そういう鶏舎に影響がないのか、その辺ちょっと。どういうことを業者に伝えているかどうか聞いておきます。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **○生活環境課長(竹田敏雄君)** 隣の鶏舎を経営している会社さんには(株)マルトラさんのほうからこういうことですという説明は当然しておりまして、扱うものについてもこういうものですという説明はしております。町がお願いする灰については、もともとその焼却灰を取り扱える中での許可はいただいているのですけれども、焼却灰そのものは飛散しないように薬品を入れて、がちがちではないですけれども、飛ばないという手法を取らしてもらっていますので、そういった形の中で搬入してくるので、それが飛散するということはないというふうに捉えています。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、質問ございますか。吉田委員。
- **〇委員(吉田和子君)** ほかの読んでは質問してすみません。前回の説明のときにこのように話

をしているのです。受け入れできる業者、料金と量の打ち合わせがオーケーとなり委託にというこ との状況になって、ある程度道筋ができたら説明をしますということで、そのときに資料として民 間移譲する場合の単価等も出して説明されているのです。そのときは 10%の消費税の計算の中で、 あのときも 10%といいながら延ばすというふうにはなっていなかったので 10%の計算だったと思 うのですが、そのときよりも単価がちょっと上がっているような気がするのですけれども。2万 1,600円というのが、一応単価でしょう。 2万4,408円が単価ですね、今回の説明で。これを8% にと言っているのですね。ここにそのときにこういうふうに説明しているのです。処分費用の改定、 燃料費の高騰により若干の経費増は見込まれるが、その民間移譲とか、新しく新設した場合とかさ 上げした場合よりも安価で処分が可能になるのですというお話だったのです。それはもう安くなる というのは今回の説明でわかったのですが、そのときの単価とちょっと違うものですから、そのと きは10%で燃料もまだ高いときだと思うものですから、今は8%で計算してもこの燃料の高騰に よる違いというのは、今回かなり燃料が20円以上下がっていますね。そうなるとかなりやはり単 価に影響が出てくるというふうに考えられますか。今後また上がる可能性もあるのですけれども、 そういった計算を今回はしてこれは出ているものなのか、それとも単価の計算したときのものはそ のときのままの標準で計算をして出されているのか。それとも今は8%で今の燃料価格とか、そう いったものを含めた計算なのか、その辺ちょっと教えてください。

- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 前回ご説明した部分については、単価については消費税の部分は 8 と 10 で違っていますということと、もう一つ循環資源利用促進税というのがあるのですけれど も、これがトン当たり 1,000 円を加算しております。北海道との協議の中で最終的に一般廃棄物 なので、そこの税はかからないということになったので、そこが変わっている部分になります。
- 〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) それでわかりました。ここにそれが書いてあったのでそれを2番目に聞こうと思ったのですけれども、それで少し単価が下がったのですね。わかりました。燃料費の影響というのはやはり10円とか、20円下がると大分違うのでしょうか。その辺はまだ考えていませんか。燃料費というのは運搬費の燃料費ですね。先ほど聞いているから。処分には係らないですね。先ほど聞いてのですが答えがなかったものですから今もう1回確認したのですけれども。
  - 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 燃料費の関係ですけれども、全く関係なくはないと思うのです。 例えばその埋立地で灰を持ってきたことによってその灰を均したりだとか、それからそういったようなことを重機使いますので、そういった部分で燃料費を使うということがありますので、処分そのものにも燃料費は少し影響すると思います。それとそれから運んでくる部分についても当然ガソリン代がかかりますので、そういった部分で上がったり下がったりすれば影響が出るということです。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、ございますか。質問がないようであれば、本日の委員会協議会は

これまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

# ◎閉会の宣告

**〇委員長(小西秀延君)** それでは以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。お疲れ様でございます。

(午後 2時28分)